

第27回全国農業担い手サミットinかごしま会場設営等業務委託仕様書

1 目的

全国の農業の担い手が一堂に会し、農業経営の現況や課題についての認識を深めるとともに、相互研鑽・交流を行い、自らの農業経営の改善と地域農業の発展に資することを目的として、令和7年度に第27回全国農業担い手サミットinかごしま（以下「担い手サミット」という。）を開催する。この大会を安全で円滑に運営するため、専門的な知識と経験等を有する者と、会場設営等に関する業務の委託を行うものとする。

2 委託業務の名称

第27回全国農業担い手サミットinかごしま会場設営等業務

3 開催概要

(1) 大会名

第27回全国農業担い手サミットinかごしま

(2) 大会テーマ

日本の未来を語ろう！南の宝箱 鹿児島で ～共に創ろう！新しい農業のカタチ～

(3) 主催

第27回全国農業担い手サミットinかごしま実行委員会（以下「実行委員会」という。）
一般社団法人全国農業会議所

(4) 大会日程等

ア VIP関連事前調査	令和7年9月頃（1日間）
イ 総合リハーサル	全体会前日
ウ 中央交流会	全体会前日
エ 全体会	令和7年10月23日（木）

(5) 大会会場等

ア 全体会	川商ホール（鹿児島市）
イ 中央交流会	城山ホテル鹿児島（鹿児島市）
ウ 青年農業者との交流会	城山ホテル鹿児島（鹿児島市）

4 参加予定人数 ※今後変更の可能性あり

- (1) 中央交流会 120人
- (2) 全体会 2,020人（県内離島・県外1,360人，県内本土540人，来賓120人）

5 設営期間・リハーサル日・開催日・撤去期間

(1) 全体会

ア 設営期間	全体会当日を除いた3日間
イ 総合リハーサル	全体会前日
ウ 開催日	令和7年10月23日（木）
エ 撤去期間	全体会当日（終了後）を含む2日間

(2) 中央交流会 ※今後変更の可能性あり

- ア リハーサル 全体会前日の13時から15時30分まで
イ 開催日 全体会前日の18時から20時まで

6 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

7 委託業務内容

(1) 担い手サミットの開催に当たり、次の点を共通事項として遵守しなければならない。

- ア 大会テーマを踏まえ、鹿児島県らしさを十分に表現し、その魅力を全国に発信する計画であること。
イ 女性農業者や若手農業者の参加が増える工夫のある計画であること。
ウ 農業情勢を反映し、参加者の関心を引く計画であること。
エ 物品については、できる限り鹿児島県内で調達する計画とすること。
オ 屋内会場を利用する際には、必要に応じて床の養生を行うこと。
カ 配置、参加者等の動線や看板等の設置場所について、企画提案すること。
キ 参加者の川商ホール内への飲食物の持ち込みは禁止とすること。
ク 担い手サミットを安全かつ適切に運営するために必要な資機材及びスタッフを確保すること。

(2) 全体会の会場設営・舞台装飾に関する業務

- ア 全体会会場（川商ホール）の備品手配、設営及び撤去
- ・ タイトル看板、国旗・県旗・大会旗パネル作成 各1
 - ・ V I P 1名用机、V I P用椅子1脚、V I P関係者用椅子1脚
 - ・ 登壇者（来賓・主催者）用机、椅子及び白布
 - ・ 式典備品（演台、司会者台、花台、壺花等）
 - ・ 表彰備品（黒盆、白手袋等）
 - ・ 登壇者用席札の貼り付け
 - ・ その他必要な事項
- イ 次の運営に必要な備品の手配及び設置・撤去
- ・ 大会運営本部
 - ・ 農林水産省控室
 - ・ 警備本部
 - ・ V I P控室、V I P関係者控室
 - ・ 来賓等控室（来賓用、報道記者用、登壇者、アトラクション出演者用など）
 - ・ その他必要な事項
- ウ 昼食会場の備品手配、設営及び撤去等
- 参加者数を考慮した机、椅子、パーティション等、必要な資材・備品の手配
- ・ 昼食会場（机、椅子等）
 - ・ 弁当及びドリンク配付コーナーの設置（机、椅子等）
- エ 展示・試食コーナー等の備品手配、設営及び撤去
- 机、椅子、パーティション等、必要な資材・備品の手配

- ・ 6次産業化コーナーの設置
- ・ ご当地グルメ試食ブースの設置
- ・ ドリンクコーナーの設置（机，椅子等）
- ・ 県，団体，学校等の取組紹介コーナーの設置
- ・ 企業等の商品展示，説明等スペースの設置
- ・ 展示用パネル（アルミフレーム）の作成

※ 印刷データは実行委員会事務局から支給する。

※ 作成枚数は50枚（予定）

オ 仮設トイレの備品手配，設営及び撤去

参加者数と施設内トイレ数を勘案して，必要に応じて設置

カ 喫煙所の備品手配，設営及び撤去

参加者数と屋外喫煙所の規模を勘案して，必要に応じて設置

キ 救護室の備品手配，設営及び撤去

机，椅子，パーティション，必要な資材・備品等

ク 通路の備品手配，設営及び撤去

パーティション等 ※大会の進行に応じて随時設営及び撤去

ケ その他，当該業務に必要な手配，設置及び撤去

(3) 全体会の受付等に関する業務

ア シャトルバス等乗降車場の備品手配，設営及び撤去

- ・ 警備員（参加者等が公道及び駐車場内を横断する際の誘導担当）の配置
- ・ 案内看板等の作成
- ・ その他必要な事項

イ 手荷物預かり所の備品手配，設営及び撤去

- ・ 参加者数を考慮した手荷物預かり所用テント，机，椅子等の手配
- ・ 参加者数を考慮した荷物置棚等の手配
- ・ 手荷物預かり案内看板等の作成
- ・ 会場への持込禁止物を案内する看板の作成
- ・ その他必要な事項

ウ 受付所の備品手配，設営及び撤去

- ・ 参加者数を考慮した受付用テント，机，椅子等の手配
- ・ 受付システム用電源の手配
- ・ 受付区分，受付禁止事項，受付案内看板等の作成
- ・ その他必要な事項

エ セキュリティチェック所の備品手配，設営及び撤去

- ・ 参加者数を考慮したセキュリティチェック体制の構築
- ・ 机，椅子，一式の手配
- ・ ゲート式金属探知機
- ・ ハンディ式金属探知機
- ・ ゲート式金属探知機オペレーター，警備員（ハンディ式金属探知機担当）の設置
- ・ 金属探知器用電源の手配
- ・ その他必要な事項

オ 受付所及びセキュリティーチェック所から会場入口までの備品等手配，設営及び撤去

- ・ プラスチックフェンス
- ・ 警備員（参加者及び関係者以外の進入防止担当）の配置
- ・ 雨天時に必要な物品・備品等の手配
- ・ その他必要な事項

カ その他運営備品の手配

- ・ トランシーバー（大会運営本部と各スタッフ間の交信用）
- ・ トランジスタメガホン，誘導棒，徽章リボン，ゴミ袋，その他雨天時に必要な物品等
- ・ のぼり旗ウェイト

(4) 全体会の看板・花装飾等に関する業務

ア 看板の作成，設営及び撤去

- ・ 川商ホール会場入口タイトル看板
- ・ ウェルカムボード
- ・ 全体会席次看板，座席誘導看板，協賛企業等紹介ボード，施設名表示看板（昼食会場，展示・試食コーナー等），各種誘導看板（駐車場，トイレ等），立入禁止看板等
- ・ 参加者誘導用プラカード
- ・ その他必要な事項

イ 花装飾の設営及び撤去

外通路（参加者の動線に係る部分）及び会場入口の歓迎装飾（ウェルカムボードへの装飾等），またステージ周辺装飾を計画し，必要な資機材の設置・撤去等を行うこと。

※ 花装飾については実行委員会事務局と十分協議を行うこととする。

(5) 全体会の音響・照明・映像・記録に関する業務

ア 音響・照明関係

- ・ 全体会の運営，進行に必要な音響，照明設備の設置，管理運営及び撤去
- ※ 設営，リハーサル，本番を含む4日間（オペレーター含む。）
- ※ 設備については，川商ホールの設備の使用を考慮すること。
- ※ 音響・照明設備の設置，操作については，記録映像の収録を考慮すること。
- ・ その他必要な事項

イ 映像関連

- ・ 全体会の運営に必要な映像設備の設置，撤去及びスタッフの手配
 - a 撮影用（会場中継及び収録用）カメラ及び周辺機材
 - b 大型スクリーン及び周辺機材（全参加者が支障無く映像を見ることができる能力を有するもの）※ 大型スクリーンはステージ上に設置し，式典等のライブ映像を上映
 - c パソコン本体（Microsoft PowerPointが使用可能であるもの）
 - d マルチフォーマットモニター（VIP席用）
 - e 液晶TVモニター（ステージ登壇者用，大会運営本部用）
 - f テロップ作成
- ※ ディレクター，カメラマン，エンジニア他各スタッフ，中継関連機材及びオペレーター一人件費，パソコン接続及び作業員，その他諸経費を含む。
- ・ 全体会の映像記録収録に必要な映像設備，スタッフの手配
- 撮影用カメラ（受付，入場，昼食会場の様子等の映像記録用）及び周辺機材

※ ディレクター、カメラマン、エンジニア他各スタッフの person 費、その他諸経費を含む。

- ・ DVD 制作
 - a 全体会、中央交流会の模様を収録
 - b 地域交流会の写真等（実行委員会事務局提供）と併せ、DVD に編集
 - c DVD 仕様の概要：トールケース（透明）、レーベル印刷
- ・ その他必要な事項

ウ 記録関係

記録写真撮影（全体会の記録、受賞者の記念撮影、スナップ等）、成果品 CD—R

(6) 全体会の運営及び進行に関する業務

ア 運営管理

- ・ 大会運営に係る組織体制の構築
- ・ 作業スケジュールの作成
- ・ 会場来場者への案内設置計画の作成
- ・ 雨天時及び荒天時における対応
- ・ スタッフの割り振り及び行動マニュアルの作成（データ提供を含む。）
- ・ その他必要な事項

イ 進行管理

- ・ 司会者の選定、手配及び連絡調整
- ・ アトラクション団体等との連絡調整
- ・ 進行台本の作成（作成部数：20部、データ提供含む。）
- ・ 各種図面の作成（平面図、レイアウト図、イメージパース等データ提供含む。）
- ・ 式典（総合リハーサル時を含む。）の演出、進行管理
- ・ アトラクション及び基調講演等の演出、進行管理（総合リハーサル時を含む。）
- ・ VIP 関連事前調査及び総合リハーサルにおける進行管理
- ・ その他必要な事項

※ 司会者及びアトラクション団体の選定については、実行委員会事務局と協議するものとするが、必要に応じて候補者等の企画提案を行うこと。

※ 打ち合わせ等の諸経費を含む。

(7) 中央交流会の進行及び記録等に関する業務

※ VIP と来賓、実行委員会等との交流

ア セキュリティーチェック所の備品手配、設営及び撤去

- ・ 参加者数を考慮したセキュリティーチェック体制の構築
- ・ ハンディ式金属探知機
- ・ 警備員（ハンディ式金属探知機担当）の配置
- ・ ハンディ式金属探知機は撤去後、全体会会場へ搬送
- ・ その他必要な事項

イ 運営備品等の手配

- ・ 徽章リボン等必要な物品
- ・ その他必要な事項

ウ 進行管理

- ・ 司会者の選定，手配及び連絡調整
- ・ 進行台本の作成（作成部数：20部 データ提供含む。）
- ・ 各種図面の作成（平面図，レイアウト図，イメージパース等データ提供含む。）
- ・ その他必要な事項

エ 映像関連

- ・ 全体映像記録の収録に必要な映像設備，スタッフの手配
 - a 撮影用カメラ（中央交流会収録用）及び周辺機材
 - b 収録映像は，DVD等のデジタル媒体に収録
 - ※ ディレクター，カメラマン，エンジニア他各スタッフの人件費，その他諸経費は，(5)のイに含めること。
- ・ その他必要な事項

オ 記録関係

記録写真撮影（中央交流会の記録，スナップ等），成果品CD-R

(8) 青年農業者との交流会場の備品手配，設営及び撤去に関する業務

展示用机，椅子，パネル展示用パーティション，展示用パネル（アルミフレーム）の作成（12枚予定，印刷データは実行委員会事務局から提供），必要な資材・備品等の手配

(9) その他，大会の円滑かつ安全な開催のために必要な業務

- ア スタッフ用ID（ケース付）作成
- イ 全体会会場周辺進入防止，動線分離用備品
- ウ 消毒液の設置
- エ 会場設営開始以降の夜間警備
- オ 必要に応じ，新型コロナウイルス感染症等の感染対策を講じること。

8 留意事項

- (1) 全体会参加者の内訳は，県内離島・県外参加者1,360名，県内本土参加者540名，来賓等120名を予定している。 ※今後変更の可能性あり。
- (2) VIPの動線分離については，実行委員会事務局と十分協議を行うこと。なお，セキュリティーレベルに変更があった場合にも対応できるよう対策すること。
- (3) 警備については，警備業法（昭和47年法律第117号）を遵守すること。
- (4) 客席全体に照明や音響が効果的に行き渡るよう川商ホール側と調整し，適切に照明・音響設備等を配置すること。
- (5) 川商ホール内への物品の搬入・設営等にあたっては，施設にダメージを与えないよう十分に配慮するとともに，万が一，修復が必要な状況となった場合は，責任を持って対応すること。
- (6) 各会場等に配置する机，椅子等については，できる限り川商ホールの備品を利用し，外部から持ち込む場合は，川商ホールの備品と混同しないよう十分な対策を講じること。
- (7) 関係者控室周辺に関係者以外が出入りすることのないよう対策を講じること。
- (8) 川商ホール敷地内に大会関係者以外が立ち入ることのないよう十分な対策を講じること。
- (9) 来賓，参加者等が駐車場等を通行する際，安全が確保されるよう十分な対策を講じること。
- (10) 円滑な大会運営・運行のために必要な大会当日のスタッフの配置及び連絡体制を整えること。
- (11) トラブルや事故への対応策を整えること。
- (12) 県内離島・県外からの参加者に対する宿泊施設の斡旋等に関する業務は，本委託業務には含め

ない。

(13) 次の経費は、本委託業務の見積額には含めないこととする。

ア 全体会会場及び中央交流会会場、青年農業者との交流会場の使用料

※ 附属施設及び備品類の使用料は見積に含めること。

イ 参加者の昼食代

ウ 司会、アトラクション団体及び講演者等に要する経費（謝金、昼食代及び交通費等）

エ 花材に要する経費

オ 表彰状等の作成に要する経費

カ 実行委員会事務局が手配する大会開催に係る動員スタッフの人件費

9 注意事項

- (1) 警察、消防、保健所、建築確認担当部署などの行政機関からの指摘により運営内容に変更が生じる場合がある。
- (2) 万が一事故が発生した場合に備え、必要な保険に加入すること。
- (3) 出演者、来賓、出展者の都合により運営内容に変更が生じる場合がある。
- (4) 大会の準備、当日、後片付けまでの間に仕様書で配置を指示した人員は、実人数とし、他の作業は兼ねないこと。
- (5) 大会両日は、複数の業者が会場内で設営、撤去、進行、運営等を行うため、受託者はこれら他の業者との連携を密にしておくこと。
- (6) 本業務の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に変更が生じた場合は、実行委員会事務局と受託者は協議の上、増減額等による契約変更を行うこと。
- (7) 荒天時等により、持参品の搬入並びに来場者の見学に支障を与える恐れのある場合は、あらかじめその対応を提案するとともに、迅速に対応できる体制を整えること。
- (8) 装飾、製作物品のうち、実行委員会事務局が指定したものについては、催事終了後、実行委員会に帰属することとする。
- (9) 機器機材及び材料等については、受託者において、火災保険等に参加することが望ましい。
- (10) 天変地異等発生時に装飾品等が毀損した場合、その修理費用は受託者が負担すること。
- (11) 受託者は、業務の遂行にあたり、実行委員会事務局と詳細にわたり打合せを行うこと。
- (12) 運営に係る打合せ内容を記録簿として整備し、提出すること。
- (13) 受託者は、各項目についての作業状況等を正確に把握するとともに、必要に応じて実行委員会事務局に報告を行うこと。
- (14) 受託者は、官公庁その他の関係者に対して緊密な連絡を取り、十分協調性を保ち、円滑な業務の進捗を図ること。また、受託者はイベント開催に当たり、官公庁その他の関係者に対し、必要な届出・申請を行うものとし、その経費は委託費に含める。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、実行委員会事務局に届け出るものとする。
なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとする。
- (2) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を実行委員会事務局へ連絡し、その指示に従うものとする。

- (3) 受託者は、業務の過程において実行委員会事務局から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 受託者は、本事業に関連した個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は運営内容に予測しない変更が生じた場合は、実行委員会事務局と協議の上、これを解決するものとする。
- (6) 仕様書に記載のある事項について実施できない、又は記載された期限内の実行が遅延した場合などについては違約金が発生する。額については実行委員会事務局と協議の上、決定する。

11 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する一切の手続を受託者において行うものとする。
- (2) 仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら実行委員会の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (3) 委託事業により作成したロゴ、写真データなどの著作権は全て、実行委員会に帰属するものとし、これらの者が変種や改定等を行う場合には著作者人格権を行使しないこと。

12 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁財等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前記6契約期間の終了後においても同様とする。

13 その他

- (1) 提示した仕様に対し、不足していると思われる事項があれば、その項目及び積算を、プレゼンテーションの5日前までに提示すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに実行委員会事務局の指示を受けること。
- (3) 選定された企画の内容は、実行委員会事務局と受託者が協議し、修正をする場合があるものとする。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である第27回全国農業担い手サミットinかごしま実行委員会を、「乙」は受託者をいう。